

敬愛学園高校寄付金ご協力のお願い

私学である敬愛学園高校は、建学の精神である「敬天愛人」のもと、卒業生
生徒保護者、一般有志、団体、法人の皆様からあたたかいご支援をいただき
伝統と名声を築いています。本校では21世紀の敬愛学園高校の更なる充実と
発展を確かなものにするため、ご寄付をお願いしております。

寄付金は、広く教育活動資金と、奨学金、施設設備資金、体育強化資金など具
体的に用途指定をすることもできます。

個人、団体、法人を問わず募金活動にご賛同を賜り、ご支援いただいた寄付金は
敬愛学園高校にとって大きな支えとなります。

皆様におかれましては、本寄付金の趣旨をご理解いただきまして、格別なるご支
援を賜りますようお願い申し上げます。

応募方法

- ・本寄付金には、個人での寄付、法人での寄付それぞれに
税の減免の扱いがあります。
- ・個人・法人でのご寄付は、1口の金額を特に定めておりません。
減免の扱い等詳しくは、“寄付金に対する減免措置について”を
ご覧ください。
- ・個人の寄付は「振込用紙」に必要事項をご記入のうえ、銀行または
郵便局からお振込みください。
- ・法人で減免措置を希望される場合は、敬愛学園高校事務室へご連絡
ください。必要書類をお送りいたします。

お問合せ先

学校法人 千葉敬愛学園 敬愛学園高等学校 事務室

〒263-0024 千葉県千葉市稲毛区穴川 1-5-21

TEL.043-251-6361 FAX.043-284-3750

<http://www.hs-keiai.ac.jp>

寄付金に対する減免措置

(個人の場合)

千葉敬愛学園は、文部科学省から「特定公益増進法人」と認定されています。確定申告を行うことにより、「特定公益増進法人」に対して支出した寄付金として、所得税の減免の扱いが受けられます。

(法人の場合)

千葉敬愛学園は、日本私立学校振興・共済事業団を経由する「受配者指定寄付金」の募集をしております。この寄付金は全額が当該事業年度の損金として算入できます。

区 分	個 人	法 人
受入区分	[特定公益増進法人寄付金]	[受配者指定寄付金]
減免根拠	文部科学省の認定する「特定公益増進法人」に対して支出した寄付金	日本私立学校振興・共済事業団を経由する受配者指定寄付金
減免措置	確定申告による所得税の減免	損金算入による法人税の減免
申告に必要な書類	千葉敬愛学園発行の「領収書」(「特定公益増進法人であることの証明書」(写)を記載しています)	日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」
送付時期	寄付金のご送金より、約 1 月後に送付いたします	寄付金のご送金より、約 2 月後に送付いたします
寄付金控除限度額	当該年中に支出した寄付金から5千円を差し引いた額で、年間課税所得の40%以内の額	支出した寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます
還付請求	寄付をした翌年の確定申告期間中(2月から3月)に所轄税務署にて申告してください	

※受配者指定寄付金として、法人での減免措置を希望される場合は、

敬愛学園高校事務室へご連絡ください。別途、関係書類をお送りいたします。

日本私立学校振興・共済事業団への手続きは、敬愛学園高校が行います。

※減免措置に関するお問合せは敬愛学園高校事務室までお願いいたします。